

内閣参質二〇九第五号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員塩村あやか君提出車椅子利用者における新型コロナウイルス感染症の宿泊療養に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員塩村あやか君提出車椅子利用者における新型コロナウイルス感染症の宿泊療養に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、医療の提供を行う際には、車椅子利用者を含めた障害者の障害特性に応じた合理的配慮が必要と考えている。そのため、当該障害者が無症状又は軽症であるような場合には、車椅子利用者を含めた障害者の障害特性に応じた合理的配慮を行った上で、宿泊療養等を行うことが可能となるよう、「障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養の運営について」（令和三年六月十六日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）及び「障害児者に係る医療提供体制の整備について」（令和三年一月二十七日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を発出しているところであり、都道府県等において、関係部局が連携し、宿泊療養等の実施に伴う負担が過重とならずに円滑に対応できるように、あらかじめ準備及び検討することを求めている。政府として、引き続き関係部局において車椅子利用者を含めた障害者の障害特性に応じ

た合理的配慮がなされるよう働きかけてまいりたい。